

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2023年6月5日

第37号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

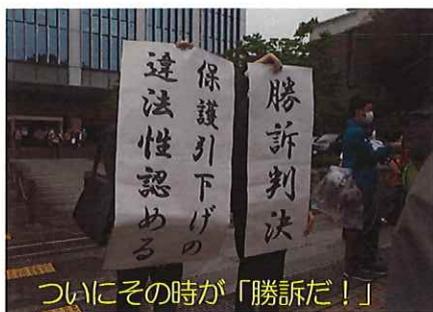
原告・弁護団・支援者の力で勝ち取った静岡地裁勝訴！

「不当判決を勝訴が上回り」全国注目の大きな11勝目！

2013年～2015年の国による生活保護の基準引下げは違法として、県内の受給者6人が、勇気を振り絞って原告となり、居住している浜松、静岡、掛川、袋井の4市に減額処分の取り消しを求めた訴訟の判決が5月30日、静岡地裁（菊池給理裁判長）でありました。菊池裁判長は、「厚生労働大臣の引き下げ判断には、裁量の逸脱または乱用が認められ違法」などとして原告の主張を認め、減額処分を取り消しました。判決後、支援者、報道陣が待ち構えている静岡地裁前に原告側の太田、富増弁護士が駆けつけ、「保護引き下げの違法性認める」「勝訴判決」の縦幕（写真中段）を掲げると支援者は大きな拍手（写真下段）で喜び合いました。「支援する静岡の会」では裁判の結審（昨年11月17日）後、各団体、支援者に「公正な判決を求める署名」の協力を広げ、短期間（約2か月間）に4千筆を超える署名を集め、静岡地裁に提出しました。



勝訴判決報告集会では約100名の参加で勝利を喜び合う！



勝訴判決を受けて行われた「勝訴判決報告集会」には報道陣を含め約100名が参加して興奮冷めやまぬ中で行われました。

まず、大橋弁護団長から「運動で政治を変える。その運動の一つがこの裁判。今日まで8年間、弁護団、原告団とも活動してきた。今日一筋の結果が出たが国は控訴するでしょう。でもこの東京高裁管内（東京、横浜、さいたま、千葉、静岡）はすべて勝っている。地裁段階で11勝目（10敗）で勝ち越した。東京高裁は厳しいたたかいになると思うが理は私たちの方にある。これが負けるはずがない。これを我が国に根づかせる闘いが必要になると思う」と挨拶がありました。

続いて阿部弁護士から「今日の判決はゆがみ調整については違法ではないが、デフレ調整については違法で厚生労働大臣の引き下げ判断には、裁量の逸脱または乱用があると認定している。その前提として厚生労働大臣に保護基準の改定にあたってどの程度の裁量があるかということを決断書は論じている。私たちは『最低限度の文化的な生活』について生活保護のレベルで判断をすればいいと主張してきた。今回の地裁ではそこまでは踏み込まないで多くの地裁判決で出たレベルの判決になっていると思う。今日は本当に勝ててよかった。」と報告がありました。



笹沼共同代表からは「何とんでも原告の皆さんが生活が苦しい中でたたかってきた。その原告の皆さんのたたかいはなければ弁護団もたたかうわけにはいかなかった。『自分が悪い』という世間のバッシングもはねのけて、たたかい勝訴を勝ち取ったというのは大変貴重な成果だと思う。このたたかいは朝日茂さんのたたかい（朝日訴訟）の遺産を引き継ぐとともに負の遺産を乗り越えるたたかいだった。このたたかいは憲法を守るたたかいではなくて、憲法や生活保護法によって守られている生活困窮者のいのちを守るたたかいだ」と挨拶がありました。

続いて名古屋から駆けつけてくれた元中日新聞社 生活経済編集委員の白井さんから「勝たなければいろんなところで統計不正がやられてしまう。社会保障の数字を決めるときは統計数字を使うことが非常に多い。少しいじられて社会保障の基準を具合悪いようにされては大変なので絶対負けれない。だからマスコミが統計不正についてしっかり書けば、最高裁までたたくなくても終わりにすることはできると思っている。マスコミの皆さんが頑張って頂いて、あと国会議員が頑張れば……。私は2013年に中日新聞に「生活扶助相当CPI」はおかしいと書いて2回、1面トップに出したが厚生労働省は何にも反論してこなかった。自信をもって「統計不正だ」「物価偽装だ」と書いてほしい。私は犯罪的行政だと言える」と挨拶されました。

原告からは「8年間『長かった!』『勝って本当に良かった!』」



まず小野川さんから「私も長いことたたかっているが、磐田市の病院へ3ヶ月間アルコール依存症で入院をしていた。時には半分投げやりになったこともあったが、弁護士や教授、生健会の皆さんのおかげでここまで頑張ってこられた。皆さんのおかげでこのような結果を頂きました。ありがとうございました。須川さんは「非常に長い8年間でした。若い時ならは大したことないと思うが、高齢になってからの8年というのは非常に長かった。私は3年半前に治療目的で岡山に転居しましたので袋井生健会は退会しましたが、この裁判を応援して下さいる皆さんがまだ袋井にいて、そういう方々の応援で参加することができました」と涙ながらに。

原告団長の山本さんは「本当にこんな嬉しいことは何十年ぶりです。皆さんと一緒に原告になってから一番うれしい。8年間たたかってきて本当に良かったと心から感じている。これからまた長い裁判が始まるとは思いますが、皆様のご支援をよろしくお願いいたします」とそれぞれが想いを語ってくださいました。

各団体からも「亡くなった出島さん、天国から応援して下さい!」



今回も「支援する静岡」の加盟団体からの連帯と喜びの挨拶が続きましたが、特に新婦人静岡県本部の田中嶋会長からは「本当に久々の勝利で嬉しく思う。新婦人の会員でもあった出島澄江さんは、原告団に入ったが志半ばで病気で亡くなってしまいました。『出島さん、皆さんのこの笑顔が見えますか。勝ちましたよ。声が届いておりますか。私たち新婦人も出島さんと一緒にこれからもたたかってまいります。天国から応援してくださいね。長い道かもしれませんがこれからも頑張っていきましょう』と呼びかけられました。その他、静岡県生活と健康を守る会（水谷会長）、

全日本年金者組合静岡県本部（岡村事務局長）、静岡県労働組合評議会（菊池議長）、障害者（児）の生活と権利を守る静岡県連絡協議会（大石幹事）、静岡県民主医療機関連合会（遠山理事）、静岡県生活と健康を守る会（酒井相談役）から連帯と喜びの挨拶が述べられました。最後に東京から駆けつけて下さった全生連の前田さんから「裁判の重要性を広めていくことが非常に大事で、特に生活保護の基準が上がらないと生活の基準も上がっていかないこと、生活実態を地域の人たちに広げ共感を得て運動を広げていきましょう」と呼びかけがありました。

静岡地裁勝訴判決を受けて厚労省へ 要請行動に2名が参加!

5月31日、前日の静岡地裁勝訴判決を受け、先の5月26日の千葉地裁でも勝訴判決を受けており、「いのちのとりで裁判全国アクション」の呼びかけで厚労省へ「要請」に、副団長の小野川さんと支援する会事務局長の水谷で厚生労働省に行ってきました。「いのちのとりで裁判全国アクション」の代表の尾藤弁護士は「いつも厚労省の回答は同じだが、かつての朝日訴訟では一審での原告の勝訴で、国側は生活保護行政を改善させたではないか。これほど負けているのに同じ回答しか出せないとは情けないではないか」と厳しく批判しました。さらに原告団は要請文を渡し、合同記者会見に臨みました。

〈生存権に係る裁判を支援する静岡の会
第9回総会のお知らせ〉

- 日時：7月7日（金）15:00~16:30
- 場所：静岡県総合社会福祉会館 401号室

生活保護減額は違法

物価算出 合理性欠く

静岡地裁判決

二〇二二―二五年の国による生活保護の基準引き下げは違法として、県内の受給者六人が、居住している浜松、静岡、掛川、袋井の四市に減額処分を取り消しを求めた訴訟の判決が三十日、静岡地裁（菊池絵理裁判長）であった。菊池裁判長は、「厚生労働大臣の引き下げ判断には、裁量の逸脱または乱用が認められ違法」などとして原告の主張を認め、減額処分を取り消した。（佐々木勇輝） 関連④面



判決を受け「勝訴」と書かれた紙を掲げる原告側弁護士 土1130日、静岡市葵区の静岡地裁前で（立浪基博撮影）

生活保護を巡る同様の裁判は「いのちのとりで裁判」と呼ばれ、全国二十九都道府県で原告約千人が係争中。地裁判決の出た二十一件のうち、原告勝訴は全部で十一件目となり、敗訴の合計を上回った。

静岡地裁の判決骨子

- ▶ 各自治体が厚生労働省の基準に基づいて実施した、生活保護費の減額処分を取り消す
- ▶ ゆがみ調整は妥当
- ▶ デフレ調整における物価指数の算出方式で、テレビなどの物価下落が必要以上に影響した可能性は否めない
- ▶ デフレ調整は、客観的数値や専門的知見に基づいたものといえない
- ▶ 基準引き下げにおけるデフレ調整の影響は重大。ゆがみ調整とデフレ調整を一体として行った厚生労働大臣の判断は違法

引き下げのうち、物価下落を反映させる「デフレ調整」の中で、厚生労働省が用いた物価指数の合理性が争点になった。原告側は、物価指数の算出方式は受給者あまり利用しないパソコンやテレビなど家電の物価下落の影響を大きく受け、受給者の生活実態とかけ離れていたと主張。厚生相の引き下げ判断は、生活保護法に違反すると訴えてきた。被告側の四市は「引き下げは厚労相の裁量の範

囲内で実施されており妥当」と反論していた。菊池裁判長は判決理由で、引き下げのうち、生活保護基準額の水準と一般低所得世帯の消費実態とのずれを解消する「ゆがみ調整」は妥当と判断。一方で、デフレ調整での物価の算出では「テレビ等の物価の下落が過大評価された可能性は否めない」と指摘。デフレ調整が引き下げに与えた影響は重大として「引き下げをした厚労相の判断も、客観的数値との合理的関連性や、専門的知見との整合性を欠く」と断じた。

で勝った」と喜びを語った。判決を受け、被告の四市はいずれも「内容を精査し、国や関係機関と協議して今後の対応を検討する」などとコメント。厚生省の担当者は「生活扶助基準の改定が適法だと認められなかったものと承知している。関係省庁や被告自治体と協議し、今後の対応を決めたい」と話している。

「いのちのとりで裁判」を巡る流れ

2013年1月	厚労省が生活保護のうち、生活扶助の基準を段階的に約670億円引き下げると決める
14年2月	佐賀県の受給者が引き下げの取り消しを求めて国内で初の提訴
15年7月	静岡県内の受給者5人が提訴
16年3月	静岡県内の受給者4人が追加で提訴。のちに3人が原告から外れ、計6人に
20年6月	名古屋地裁で初の地裁判決。原告側が敗訴。のちに原告が控訴
21年2月	大阪地裁で初の原告勝訴の判決。のちに国が控訴
23年4月	大阪高裁で初の高裁判決。原告は敗訴
5月26日	千葉地裁で原告勝訴の判決
30日	静岡地裁で原告勝訴の判決

判決後の集会で、原告の弁護団長を務める大橋昭夫弁護士は「政府の決めたことに対して異を唱えた民衆の裁判。各地裁が勝訴判決を出している良い流れの中

予算で年間約670億円を削減すると決めた。この内訳について、厚労省は、物価下落を反映させるデフレ調整の約580億円と、消費の実態に合わせるゆがみ調整の約90億円と説明した。



生活保護の引き下げ 厚生労働省は2013年1月、生活保護のうち、食費や光熱費などに充てる「生活扶助」の基準を3年かけて段階的に平均6.5%引き下げていき、国

勝訴判決に喜びを語る大橋昭夫弁護士団長(左から2人目)と原告ら=30日、静岡市葵区で



存権裁判報告集会

かかわる裁判を支援する静岡の会

生活保護減額「違法」判決

「困窮者救済へ良い流れ」

原告側勝訴、喜びかみしめ

国の生活保護基準引き下げは違法として、浜松市など四市に減額処分を取り消しを求めた訴訟は三十日、原告側勝訴の判決が出された。静岡地裁前で原告側弁護士が「保護引下げの違法性認める」「勝訴判決」と記した幕を掲げ、支援者からは大きな拍手が起きた。弁護士団長の大橋昭夫弁護士は会見で「本当に

良かった。原告と支援者の力の結集のたまもの」と喜びをかみしめた。●面参照

「裁判長と裁判官は真実の声に耳を傾けざるを得なかった」。大橋弁護士は原告が実名で生活保護受給者の暮らしを証言したことが勝訴の一因だったと振り返った。生活保護受給者への批判が社会に根深くあると

し「社会に温かさや思いやりを醸成するようなきっかけとなる判決」と歓迎した。

会見には原告六人のうち三人が出席。原告団長の山本定男さん(左)は「浜松市南区は「こんなに喜ばしいことは何十年ぶりか。ずっと頑張ってきた、ほっとした気持ち」と笑顔で話した。小野川泰さん(右)は「掛川市は支援者に向けて「皆さんのおかげでこのような結果になった」、袋井市に居住していた須川益雄さん(左)は「岡山市北区は「非常に長い八

年間だった。ありがとございます」と喜びを語った。

生活保護を巡る同様の訴訟は全国二十九道府県で係争中。大橋弁護士は他の裁判にも大きな影響を与えたいと、「(生活困窮者を)社会全体でどう救済していくかが問われる訴訟。良い流れを構築できたと自負している」と話した。

(鈴木弘人)

生活保護 減額取り消し判決

原告側「実名で訴え勝訴に」

静岡地裁

国が生活保護の基準額を2013〜15年に引き下げたのは「健康で文化的な生活水準の維持」を定めた生活保護法に反するとして、県内の受給者6人が静岡市などを相手取り、減額決定の取り消しを求めた訴訟の判決が30日、静岡地裁であった。菊池隆理裁判長は物価動向を踏まえて引き下げた厚生労働相の判断に「過誤、欠陥がある」として減額決定を取り消した。(本間久寿、小山裕)



「勝訴」の喜を掲げる原告側の関係者＝静岡市葵区の静岡地裁前

同種訴訟は全国29地裁に起こされ、地裁判決は21件目。うち減額決定の取り消しは11件、請求棄却は10件となった。

菊池裁判長は、物価動向を踏まえた下押し調整について「統計などの客観的数値との合理的関連性を欠き、専門的知見との整合性がない」と指摘。生活保護基準の引き下げに用いた物価指数についても「テシロなどの物価の下落が過大評価された可能性は否めない」と判断した。

基準額の見直しは5年に1度ある。国は13〜15年、生活保護費のうち、食費など生活費にあたる「生活扶

助」の基準額を、物価下落などを理由に段階的に引き下げた。3年間で平均6.5%、最大で10%、総額670億円を削減した。

原告弁護士は開廷後、集会を開いて喜びを語った。弁護団長の大橋昭夫弁護士は「500円、千円がどれだけ日々の生活で大変なものなのかを訴えてきた。どんなに苦しい生活をしているかを人々に裁判所に実名で訴えてきたことが勝訴の契機だ」と8年に及んだ裁判を振り返った。

原告の山本定男さん(78)「浜松市南区」は「久しぶりにこれらしく感じ」と声を弾ませた。日々の食費を2回にしたり、風呂を控えてシャワーで済ませたりして切り詰めている生活ぶりを法廷で証言してきたという。「裁判は高裁に行くかも知れないが、生きている限り続けていく」

同種訴訟では、今月26日の千葉地裁の判決までは原告の訴えを認める判決と請求棄却がそれぞれ10件となり、静岡地裁の判断が注目されていた。

5/31

■全国の地裁判決

地裁	減額決定取り消し	判決日
名古屋		2020年6月25日
大阪	○	2021年2月22日
札幌		2021年3月29日
福岡		2021年5月12日
京都		2021年9月14日
金沢		2021年11月25日
神戸		2021年12月16日
秋田		2022年3月7日
佐賀		2022年5月13日
熊本	○	2022年5月25日
東京	○	2022年6月24日
仙台		2022年7月27日
横浜	○	2022年10月19日
宮崎	○	2023年2月10日
和歌山	○	2023年3月24日
青森	○	2023年3月24日
さいたま	○	2023年3月29日
奈良	○	2023年4月11日
大津		2023年4月13日
千葉	○	2023年5月26日
静岡	○	2023年5月30日
合計	11件	

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2023年4月24日

第36号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

静岡地裁勝訴判決を3897筆の署名でよび確かなものに！

「公正な判決を求める署名提出集会」に約80名が参加！



水谷事務局長（左）から大橋弁護団
長（右）に署名が託され、裁判所へ

生活保護基準引下げ取消訴訟・静岡地裁の判決（5月30日）に向けて4月14日、「公正な判決を求める署名提出集会」が静岡市内の青葉公園緑地で全県から原告、支援者（団体）約80名の参加者で行われました。最初は大橋弁護団長から「我が国のこの生活保護行政が改善されなければ、本当に人々の毎日に暮らしに影響が大きいし、本日もし大阪高裁が負けたとしても真実は一つなので、めげずに頑張らなくてはならない。裁判所は国民の力、市民の力がバックにないといい判決は出せない。今日この集まった署名を届けます。絶対勝てると思います」と力強く挨拶。

世論の力が「いい判決、裁判長を後押し」することにつながる！

そして各団体からの挨拶があり、最初に司会から「私たち年金者組合は本日午後3時東京高裁において静岡年金裁判の判決が言い渡されますので現在、東京高裁に集結しております。生活保護引下げ取消裁判も年金裁判も、目的は憲法25条の基づく「健康で文化的な生活の実現」にあることは言うまでもありません。今後一層連帯し、共に勝利に向けて頑張りましょう」とメッセージが紹介されました。続いて生健会から「生健会だけで2,592筆集めました。5月30日の判決にはこの世論を力に勝利判決を勝ち取りたいと思う」と。新婦人からは「電気料金値上げのことで中部電力静岡支店に会員を集めて説明させることを昨日役員会で決めた。おかしいことはおかしいと言える世の中をつかっていきたい」と。障しず協からは「できるだけ多くの方に障害者の実態や問題を知らせながら組織を大きくして、この裁判にも勝っていききたいと思う」と。県評からは「来月判決だが、なんとしても勝利をして私たちのたたかっている最低賃金、これは一人一人の労働者の生活に直結する制度なので、この裁判に勝って弾みをつけていきたい」と。最後に民医連から「私は介護の事業所において、ヘルパーさんから『実は今日、行った生活保護の利用者さんの自宅はエアコンが無くて暑い。食事をつくるにも冷蔵庫を開けたら何にもなかったので料理がつかれなかった』と。こういう実態を明らかにしていく私たちのたたかいが重要で、何としても勝利して国に元の基準に戻させなければならない」と訴えがありました。また原告の山本さん、小野川さん、坪井さんからも「5月30日は喜びを分かち合いながら帰って来たいと思う」と決意が述べられ、最後に「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」の水谷事務局長から「判決が出る5月30日にはぜひ勝訴判決報告集会、そして国に対して上告するなという、そういう決意を込めた集会にしたいと思う」と決意が述べられました。署名は集会後、大橋弁護団長、支援する会の酒井幹事、小高事務局次長が静岡地裁民事第2部に提出しました。またこの様子が翌日の正午前に静岡朝日テレビの「とびっきり！しずおか」で放映されました。



当日は選挙中にもかかわらずテレビ取材も

- 〈生活保護引下げ取消訴訟 判決公判 5月30日（火）静岡地方裁判所〉
- 集合・傍聴券配布 12:25～
 - 判決公判 13:10～
 - 判決を受けての集会 13:40頃～（弁護士会館3階会議室）

最終提出は4月28日

生活保護費減額処分取消訴訟・静岡

公正な判決を求める要請

平成27年（行ウ）第13号 保護変更決定処分取消請求事件

平成28年（行ウ）第6号 保護変更決定処分取消請求事件

静岡地方裁判所民事第2部合議A係 御中

生存権に係る裁判を支援する静岡の会

事務局長 水谷 陽一

〒420-0007 静岡市葵区柳 123 番地

山内アパート内 静岡県生活と健康を守る会気付

電話 054-254-2998 FAX 054-255-7010

署名 3, 897筆

請願趣旨

静岡地方裁判所におかれましては、慎重かつ丁寧な審理をされておりますことに深く感謝いたします。さて私たちが訴えた2013年度からの生活保護基準引下げは、過去最大の下げ幅（平均6.5%、最大10%）で、生活保護を利用する96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。これらは生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。また、消費者物価指数の値下がりや、過大に影響する計算をし「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明らかになりました。

生活保護を利用する人たちの生活は、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとのつきあいを減らすなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。そればかりか、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪うものです。今回の引き下げは、憲法25条に基づいて制定された生活保護法3条、8条2項の規定に明確に違反したものです。また、各処分庁による保護費減額処分は9条が規定する実際の必要の相違を考慮しておらず違法です。

生活保護基準にはナショナル・ミニマムとしての役割があり、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費等の減免の基準にもなっていることから、私たちは生活保護を利用する人だけの問題ではないと多くの人に知らせてきました。

貴裁判所におかれましては、原告の実情やこのような状況を踏まえ、徹底した審理の中で、公正な判決を下されることを強く求めます。

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2022年12月3日

第35号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

5月30日に判決公判！静岡地裁勝訴に向けて最後まで！

11月17日、2013年生活保護基準引下げ取消訴訟の最終弁論が静岡地裁で行われ、原告弁護団、支援者の見守る中結審しました。判決は来年5月30日、午後1時10分に言い渡されます。



報告集会も最後までマスコミが取材



歩道を行進して入廷する原告・支援者

その後行われた報告集会ではマスコミ各社も含め約70名の参加で行われました。まず大橋弁護団長からは「この裁判は勝てる裁判。生活保護受給者がどんな生活をしているか、この事実こそがこの裁判の元になり、このことがわかることによっていい判決が出る。5月には皆さんと勝訴判決を喜び合いたいと思う」と。

阿部弁護士からは「3度の食事がとれないとか、夏にエアコンが使えないと言うのは生存事態を脅かしていることであって、にも拘わらず、そこからなお引き下げたというのがこの裁判の始まり。こういうことを絶対に許してはならない」と。

笹沼共同代表からは「いのちが大切だと改めて思っている。生存権とか憲法とか大義名分ではなくて、一人一人のいのちを守るために皆さんとたたかっていきたい。ぜひ勝ちましょう」と。

その他6月、7月に行われた承認尋問をはじめとしてこの裁判に尽力してきた青柳、北上、太田、富増の各弁護士からも報告と勝訴に向けた決意が述べられました。また原告となってたたかってきた山本氏、小野川氏からは「裁判が始まり多くの方々の支援を頂く中で頑張ってきた。人間としても少し成長したかと思う。」「(国も福祉事務所も)いかに生活保護者の生活実態がわかっていないか、苦

しい生活をしている人を全然見ていないということがこの間はっきりわかった。5月30日は皆さんと一緒に万歳できるようにこれからも皆さんと頑張っていきたい」と決意が語られました。

「静岡の会」としてやれることはすべてやって勝訴判決を勝ち取ろう！

最後にこの裁判に最初から係り頑張って来た酒井県生健会前会長から挨拶、そして「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」の幹事団体である県年金者組合、障しず協、県評、県民医連からそれぞれ決意表明があり、「会」の事務局長の水谷県生健会会長が「生活保護受給者の方はアパートの共同風呂でエアコンもないし、十分なカーテンもない。夏の暑い日、冬の寒い日どうやって耐えているのか。こういう実態を本来福祉事務所が知っていないといけない。こういう実態を無視して国に言われたからと下げてしまう。まさに憲法以前の問題で、まず生活保護法をしっかりと守らせることが大事。5月30日まで運動を広げて最後まで頑張ろう」と訴えました。

※夕方にNHKのニュース番組「たっぴり静岡」で報告集会等の様子が約3分間にわたって放映されました。



生活保護引下げ取消訴訟判決公判

5月30日(火) 13:10～

判決を受けての集会 13:30～

(弁護士会館3階会議室)